

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険資格管理並びに国民健康保険税賦課管理 事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険資格管理並びに国民健康保険税賦課管理における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県石岡市長

## 公表日

平成27年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理並びに国民健康保険税賦課管理
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、保険税の納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第16, 30項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第16, 24条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第27, 42, 43, 44, 45, 46項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第20, 25, 26条</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 第1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109項</li> <li>・内閣府・総務省令第7号 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 25, 33, 43, 44, 46, 49, 53条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部保険年金課
②所属長	保険年金課長 豊崎 康弘
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活環境部保険年金課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活環境部保険年金課 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 0299-23-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

